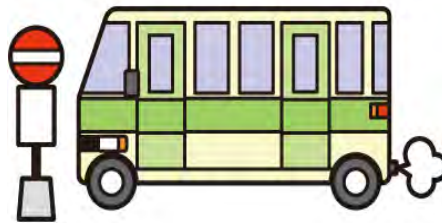


# 契約の基本

～正しい知識を持って、トラブルから身を守ろう～



静岡県司法書士会  
法教育委員会

〇〇さん今、平気ですか？

単純にお友達探しててメールしちゃいましたあ🌟

もういろんな人とメールとかしてるのかなあ？

私はこういうの初めてなので、緊張とドキドキでいっぱいです💦

カナコはいまトップモデルになるため修行中なんです👍

最近、いろんな意味で不満とかあってパーってしたいです💖

顔写メじゃないけどフोट👍あげますね🙄



(´・ω´・) / どうか🌟

よかったら長くお話とかしたいので私の携帯

●●●●-nyanta

ezweb.ne.jp

なのでお返事ください🎵

お仕事の愚痴ばかりになっちゃうかもなんですけど

話聞いて欲しいでし..❤️

カナコも話聞くとよ p(´ω´)q

偶然〇〇さんに通りかかった運命を信じたいです🌟笑。

いろんな人に送ってるって思われなくなから

顔写メは後で送りますね🌟

勘違いされて無視で終わるのも

寂しいので🎵

+📱してくれるかな~~!?

(タモさん風に🎵)

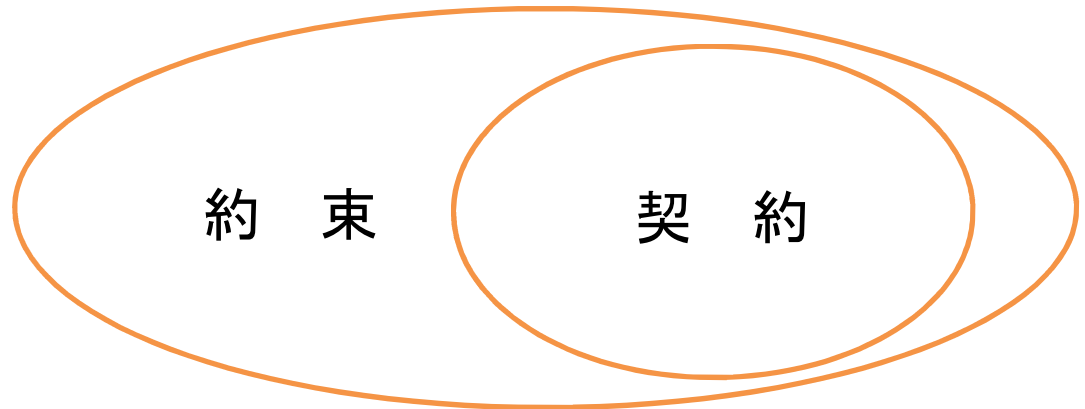
前田 カナコ🙄💖

待ってます(\*´ω´)❤️

# 1. 契約の成立について考えよう

契約と約束の違い

契約とは、法律により、国の力で実現させることのできる約束のこと



## 契約クイズ 第1問

次の下線部の行為のうち「契約」はどれでしょうか？

前田さんは、放課後、①彼氏と待ち合わせて、②バスに乗り、カラオケボックスへ行きました。

③カラオケボックスで歌を歌った後、前田さんは、④コンビニでジュースを買い、帰宅しました。

前田さんは、家で⑤友達にメールした後、⑥携帯電話で着うたをダウンロードしました。

答え \_\_\_\_\_

## 契約クイズ 第2問

大島さんは、パソコンを買いにお店に行きました。

契約が成立するのはどの場面でしょうか？

- ① 大島さんが、選んだパソコンをお店に購入すると言い、お店が応じたとき
- ② 大島さんが、契約書に名前を書いて判を押したとき
- ③ 大島さんが、お店にパソコンの代金を全額支払ったとき
- ④ 大島さんの家にパソコンが届いたとき

答え \_\_\_\_\_



お互いが納得すれば、どんな内容でも「契約」できるのかを考えよう。

反道徳的な内容の契約は【 無効 ・ 有効 】

### 3. 契約の効果について考えよう

#### 契約クイズ 第4問

柏木さんは、篠田電気で購入しましたが、翌日、渡辺電気と同じパソコンが篠田電気よりも安く売られていることを知りました。「契約」をやめることはできるでしょうか？

- ① パソコンが未使用ならば、やめられる
- ② 8日以内ならば、返品できる
- ③ やめることはできないが、他の商品への交換ならできる
- ④ 原則やめることはできない

答え \_\_\_\_\_

契約をするとどのような効果があるのかを考えよう。

契約が成立すると、お互いに、  
自分の【            】を果たす必要が生じる。

それは、お互いが【            】な立場で、【            】に考えて、  
【            】で決めた約束だから。

自分            責任            対等            自由

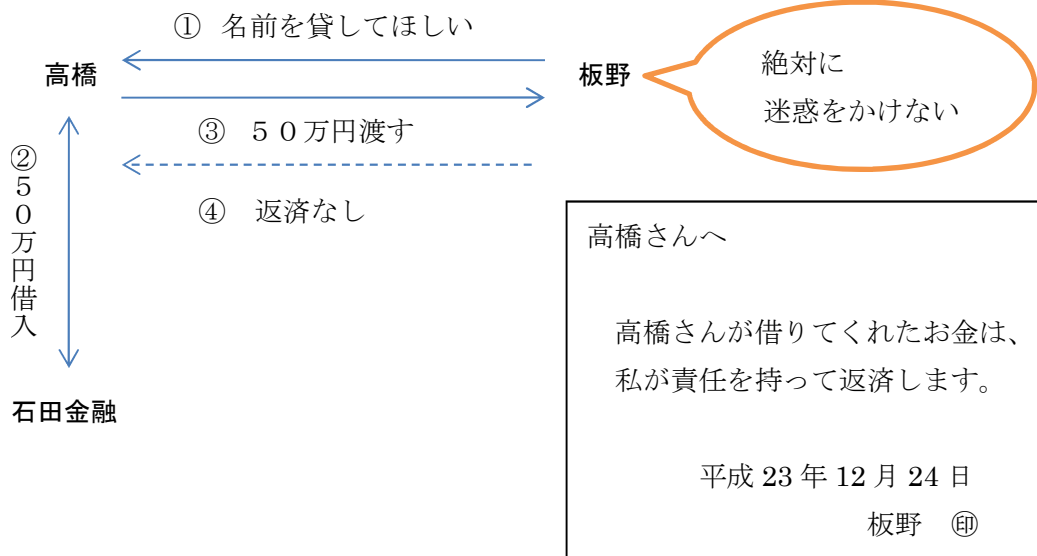
## 契約クイズ 第5問

高橋さんは、板野さんから「絶対に迷惑をかけないから、名前を貸してほしい」と言われました。

「高橋さんが借りたお金は、私が責任をもって返済します」という書面を受け取ったので、高橋さんは石田金融から50万円を借りて板野さんに渡しました。

ところが、返済日が来ても、板野さんは返済をしてくれません。

高橋さんは石田金融に対して、どのようにすることができるでしょうか？



- ① 板野さんから受け取った書面を見せて、返済を拒むことができる
- ② 板野さんから受け取った書面を見せて、板野さんに請求してもらうことができる
- ③ 返済を拒むことはできない

答え



### 事例 3

松井さんは、路上で声をかけられて、お店に案内されました。

松井さんがお店に入ると、宝石を買うように強く勧められ、松井さんが帰りたいた言っても、お店の人は帰らせてくれません。

仕方なく、松井さんは、早く帰りた一心で契約書にサインをしました。



この場合、松井さんは、契約を取り消して、代金の返還を受けることができます。それはなぜでしょうか？

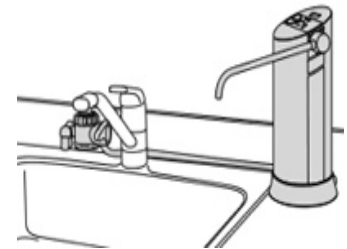
⇒ 契約相手から【 】な意思決定を奪われた場合

### 事例 4

内田さんは、休日に自宅でのんびりくつろいでいたところ、A社のセールスマンがやってきて、30万円の浄水器を勧められました。

内田さんの家には、すでに浄水器がありましたが、機能性に惹かれて購入してしまいました。

セールスマンが帰った後、内田さんは、何でこんなものを買ってしまったんだろうと後悔し、できることなら返品したいと考えました。



内田さんは、セールスマンに騙されたわけではなく、浄水器を購入する意思を持って契約をしています。

さて、内田さんは、契約を解消することができるのでしょうか？

⇒ 【 】販売については、

一定期間【 】をすることができる。



# ま と め

契約の基本 ⇒ 契約自由の原則



契約当事者は、お互いが**対等**に交渉したうえで、**自由**な意思決定ができる。

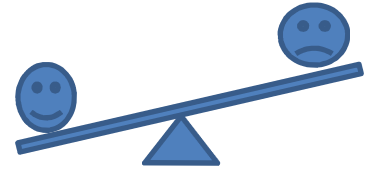


契約当事者は、その内容について**責任を負う** ⇒ **契約の拘束力**



- ① よく考えてから契約すること
- ② 重要な契約をするときは、証拠となるように契約書を作成すること
- ③ 契約書は、隅々までしっかり読んで納得してから署名すること

自由・対等な交渉が妨げられているとき



事業者と消費者の間には、情報量や交渉力に圧倒的な差がある。



- ① 誤った情報が提供されていないか？ 大切な情報が提供されているか？
- ② 自由な意思決定が奪われていないか？
- ③ 契約内容について十分に検討する時間が与えられているか？



あれ？ おかしいぞ？ と思えることが大切！！



「契約の拘束力」を修正する法律（消費者契約法や特定商取引法など）がある。

もしもトラブルに遭ってしまったら ⇒一人で悩まず、まずは相談を！

静岡県司法書士会「司法書士総合相談センターしずおか」

無料

常設相談

司法書士紹介

電話相談

【無料電話相談】 14:00~17:00 (月~金)

---

面談予約

【無料面談予約受付】 9:00~17:00 (月~金)

054-289-3704

054-289-3700

38